

**新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）**

京都府知事（以下「甲」という。）と〇〇長【医療機関の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講じることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条第1項に定める医療措置を講じるよう要請するものとする。

（医療措置等の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、別表1に掲げる自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

2 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講じるため、個人防護具は、別表2のとおり、乙が備蓄する。

（措置に要する費用の負担）

第4条 前条第1項に基づく措置に要する費用については、京都府の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条第2項に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第5条 甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第7条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく措置を行うことができるものとする。

(協定の実施状況等の報告)

第8条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、乙は電磁的方法（G-MIS）により報告を行うよう努めるものとする。

(平時における準備)

第9条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講じるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うものとする。

- (1) 乙の訪問看護事業所において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- (2) 措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。
- (3) 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検すること。

(疑義等の解決)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両当事者記名の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 京都府知事 西脇 隆俊

乙 住所
医療機関名
管理者名

(別表 1)

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後 (発生等の公表から 6 か月以内)	
	訪問看護	可・不可
自宅療養者への医療提供	健康観察の対応	可・不可
宿泊療養者への医療提供	訪問看護	可・不可
	健康観察の対応	可・不可
高齢者施設等への医療提供	訪問看護	可・不可
	健康観察の対応	可・不可
障がい者施設等への医療提供	訪問看護	可・不可
	健康観察の対応	可・不可

(別表 2)

品目	サージカルマスク	N95マスク (DS2マスクでの 代替可)	アイソレーシ ョンガウン (プラスチック ガウン含む)	フェイスシー ルド (再生利用可能 なゴーグルの使 用での代替可)	非滅菌手袋
枚数	枚	枚	枚	枚	枚
使用量	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分	ヶ月分